平成２１年（フ）第８９７号
大阪府富田林市楠町４－４－109、住民票上の住所富田林市若松町東２丁目６番27号103、前住所羽曳野市樫山191番地の６
債務者　音野　寿子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９１４号
大阪府柏原市円明町６番15－403号
債務者　竹崎　敦史
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９２４号
大阪府松原市天美西３丁目４番22号、前住所同市天美西２丁目８番14号、前々住所堺市西区鳳北町９丁520番地１－1004号
債務者　上岡　律子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６８号
京都市右京区西京極畔勝町23番地　アーバンハウスＡ＆Ｕ１－602号室
債務者　井上　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４８号
京都市右京区西京極葛野町27番地　ベルシャトー天神川305、申立時の住所京都市右京区西京極東大丸町24番地１　ハイツブルーバルーン411
債務者　加耒　　修
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５３号
京都市右京区太秦松本町５番地４　ハイツ池田111号
債務者　大西　博之
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７２号
京都府宇治市明星町３丁目６番地の239
債務者　オートサービス石間こと　石間　章夫
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０３号
京都市右京区太秦垣内町12番地３　デトム・ワン嵯峨野路408
債務者　ひまわり企画こと　北岡　正造
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１１号
京都市山科区北花山中道町70番地の２　第２橋本ハイツ102号
債務者　岡本　衣枝（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３２号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字出森２番地
債務者　丸山　数見
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
長崎県長崎市館内町１番４号　並木平家２号、旧住所長崎県長崎市金堀町13番12号　井手アパート201
債務者　酒井チカ子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０号
北海道幌泉郡えりも町字庶野684番地１　清水建設株式会社宿舎内、住民票上の住所北海道江別市上江別南町41番地の36
債務者　大木寿美子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第４７号
北海道沙流郡日高町富川南４丁目２番32号
債務者　村上千加子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第７４０号
仙台市若林区沖野６丁目12番17号　シュシュ・ソレイユ203
債務者　茂木見智代
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５９号
仙台市宮城野区萩野町２丁目８番地の４　コーポ萩野103
債務者　高橋千鶴子（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９８８号
宮城県塩竈市赤坂７番９号
債務者　今野　信子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９９４号
宮城県多賀城市大代４丁目13番２－304号
債務者　野中　美穂
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係